

「佐賀県立産業技術学院プロモーションムービー制作業務」委託仕様書

1. 目的

佐賀県立産業技術学院（以下「学院」という。）は平成8年度に開校した県立の職業能力開発校である。平成24年度には大幅な科の改編を行い、現在、全科（機械技術科、自動車工学科、電気システム科、建築技術・設計科、木工芸デザイン科）2年コースとして、若年者（新高卒、34歳以下の離転職者等）を対象に、“ものづくり”現場の最前線を担う人材の育成に取り組んでいる。しかし、開校して20年間以上経過してもなお、学院の認知度は低く、また、若者のものづくり離れや少子化など社会的問題の影響もあり、入校者数は著しく減少し、定員割れが続いている現状にある。

そこで、課題となっている「認知度の低さ」の改善を図るため、動画サイトやSNSなどを通じて、今回制作する動画を広く配信し、より多くの方々に学院を知ってもらい、入校者の増加につなげることを目的として今回プロモーションムービー制作を行う。

2. 契約期間

契約締結日から令和3年2月26日（金）まで

3. 委託業務の内容

（1）制作する映像

受託事業者は、本業務の目的に合致した以下の動画制作に係る一切の業務を学院と連携を密にして行うこと。

- ① 本業務で制作する動画は、以下のとおりとする。
 - イ) 学院のホームページへ誘導する動画
 - ロ) 学院の魅力を紹介する動画
- ② 本動画は20歳代から30歳代の男性、女性で、「転職を考えている方」「仕事を探している方」「技術系の仕事に興味のある方」などをターゲットとして制作すること。
- ③ ターゲットが学院に対して興味・関心を持ってもらえるような構成で、ものづくりの「たのしさ」「すごさ」「かっこよさ」などを通じて、学院の魅力が伝わるような内容で動画を制作すること。
- ④ アイデアある“切り口”で学院のことが思わず気になり、学院ホームページを見てみたくなるような動画を制作すること。
- ⑤ 各動画には見る人を惹きつけるようなタイトルを付けること。

（2）制作要件

- ① 学院のホームページへ誘導する動画は、15秒の動画（SNS等掲載用）とし3編以上の動画制作を行うこと。
- ② 学院の魅力を紹介する動画は、1分程度の動画（HP、YouTube等掲載用）とし、1編の動画制作を行うこと。
- ③ 動画の画面縦横比は16:9をベースとし、映像の解像度はフルハイビジョン以上で、
 - A) ~D)の項目で再生可能な動画形式とすること。
 - A) YouTube、B) 学院ホームページトップ用、C) Instagram、TwitterなどSNS
 - D) DVDプレーヤー

（3）その他の業務

今回制作する動画を、目的達成のために効果的に活用する方法、手法等について提案、アドバイスを行うこと。

（4）納品物

- ① DVD及びブルーレイ プレーヤー用ディスク各10枚

(5) 納品期限

「3(1)①(イ)」については、一旦、令和2年12月末日までにデータによる納品のこと。
「3(2)①(ロ)」については、一旦、令和3年1月末日までにデータによる納品のこと。
その他納品物は、契約期間内に行うこと。

4. 委託料の算定

2,000千円(消費税及び地方消費税額を含む)を上限とする。

5. 納品物の用途

学院のPRに関する各所での上映、佐賀県(学院)ホームページへの掲載、SNS等での動画配信を予定している。なお、今後、広告媒体を通じて放映等も検討する可能性がある。

6. 著作権の帰属等

- (1) 受託業者が、本業務委託により制作した制作物の著作権(著作権法第21条から第28条に定めるすべての権利を含む)は学院に帰属するものし、学院がこれらの制作物(動画、CG、文章、ホームページ画面、データ等)を無償で、自由に二次利用できるよう著作権法第18条から第20条に規定する著作権者の権利を行使しないこと。
- (2) 映像制作上、映像や音楽等の購入、制作物の中に第三者が著作権等を持つ素材を利用する場合には、用途に応じた使用許諾と必要な著作権処理を行うこと。それぞれの著作権者等と協議の上、利用を行うこととする。二次利用についても同様とする。
- (3) 制作物に係る著作権・肖像権処理等に関して第三者と紛争が生じたときは、受託者は直ちにこれを学院に報告し、受託者の責任と費用負担において解決するものとする。

7. その他

- (1) 本事業の一部を第三者に再委託する場合には、あらかじめ学院に対して、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法を報告し、承認を得ること。なお、業務の統括及び映像の構成に係る業務は、本業務の中核となる業務であるため、再委託を認めない。
- (2) 本業務の実施にあたっては学院と十分に協議し、学院の了承を得て行うこと。
- (3) 本仕様書は、業務の内容について示すものであるが、業務の性格上、当然に実施しなければならないものについてはもちろん、この仕様書に記載のない事項であっても、学院と受託者が協議して定めた事項についてはこれを遵守し、業務の遂行に当たらなければならない。また、業務の実施に当たっては責任者を明確にし、学院の担当者等の関係者と連絡を密にし、遺漏の無いようにすること。